

令和6年度 請願第7号について

1 教科書採択の流れについて

令和8年度に高等学校、特別支援学校及び特別支援学級で使用する教科用図書は、川崎市教科用図書選定審議会の答申を参考に、教育委員会がその責任と権限の下、公正かつ適正に採択を行います。選定審議会が答申を行うに当たっては、各高等学校、特別支援学校及び特別支援学級の校内調査研究会等が取りまとめた報告等を参考に審議します。

2 令和7年度教科用図書展示会について

教科用図書展示会は、教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第5条の規定に基づき、毎年開催するもので、その時期は6月1日から7月31日までの間の14日間とするものとされており、本市におきましては、この期間を踏まえ、各展示会場の展示の時期、期間を決定しています。

○教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）（抜粋）

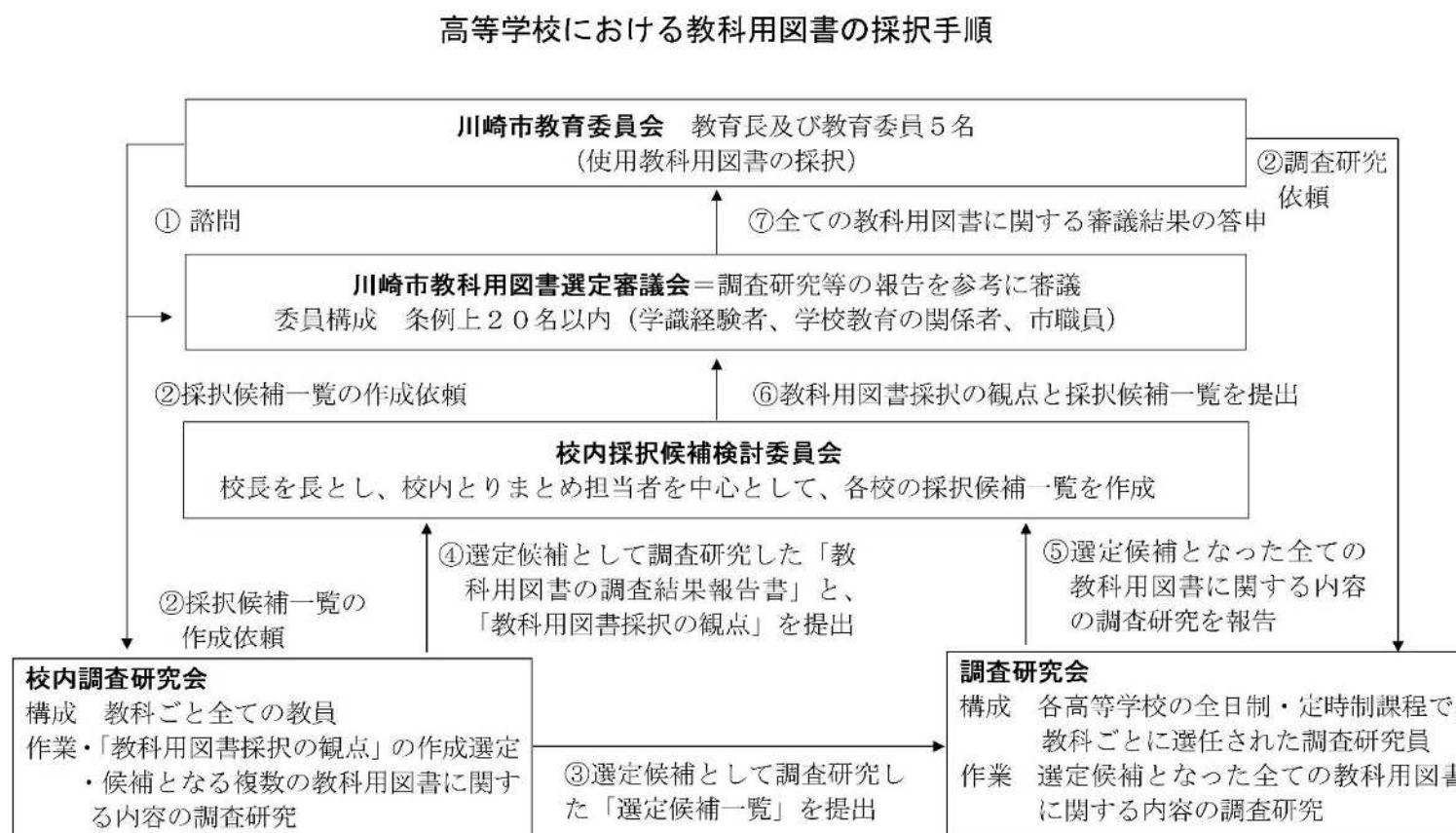
第5条 都道府県の教育委員会は、毎年、文部科学大臣の指示する時期に、教科書展示会を開かなければならない。

2 教科書展示会に関しては、文部科学省令をもつてその基準を定める。

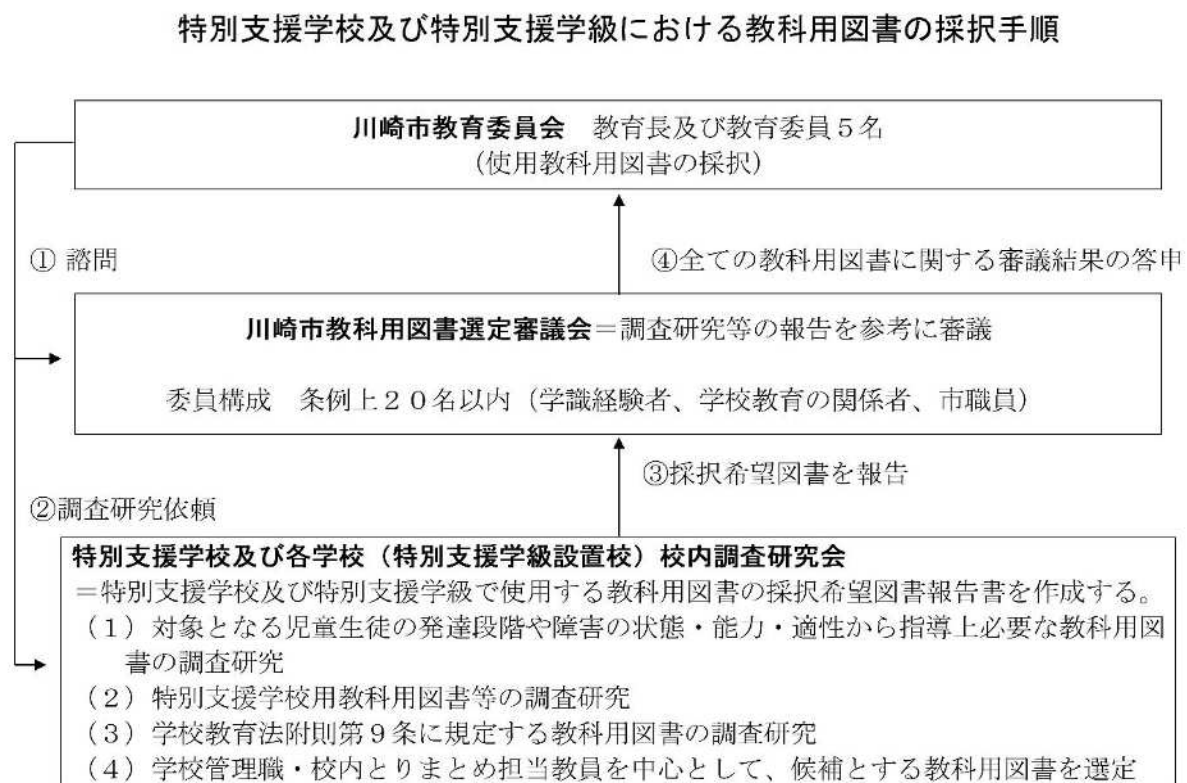
○教科書の発行に関する臨時措置法施行規則（昭和23年文部省令第15号）（抜粋）

第5条 法第5条の文部科学大臣の指示する時期は、6月1日から7月31日までの間の14日間とする。

【図 1】 高等学校における教科用図書の採択手順



【図 2】 特別支援学校及び特別支援学級における教科用図書の採択手順



【表 1】教科用図書展示会日程

区	会 場	展 示 日 数		展 示 日 程(予 定)	土日	昼
		令和7年度 (予定)	令和6年度 (実績)			
川崎区	川崎市役所南庁舎	11日	※19日	令和 7 年6月11日～6月25日(土・日を除く。) 午前9時～午後5時		○
	教育文化会館	6日	6日	令和 7 年6月27日～7月2日 午前10時～正午 午後1時～午後6時	○	
幸 区	幸市民館	6日	6日	令和 7 年7月4日～7月9日 午前10時～正午 午後1時～午後6時	○	
中原区	教育会館	14日	14日	令和 7 年6月6日～6月19日 午前9時～正午 午後1時～午後5時	○	
高津区	総合教育センター	29日	22日	令和 7 年6月6日～7月16日(土・日を除く。) 午前9時～午後5時		○
宮前区	宮前市民館	6日	5日	令和 7 年7月11日～7月16日 午前10時～正午 午後1時～午後6時	○	
多摩区	多摩市民館	6日	5日	令和 7 年7月25日～7月30日 午前10時～正午 午後1時～午後6時	○	
麻生区	麻生市民館	5日	6日	令和 7 年7月18日～7月23日(22 日を除く。) 午前10時～正午 午後1時～午後6時	○	
合 計		83日	83日			

※教育文化会館大師分館での展示実績

3 教科用図書採択に係る教育委員会会議の開催状況について

(1) 令和5年度教科用図書採択（小学校使用教科用図書採択※）

開催日 令和5年8月20日（日）

会 場 川崎市総合教育センター第1研修室

定 員 180名

傍聴者 76名

(2) 令和6年度教科用図書採択（中学校使用教科用図書採択※）

開催日 令和6年8月25日（日）

会 場 川崎市高津市民館大会議室

定 員 180名

傍聴者 100名

※小中学校で使用する教科用図書につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（昭和39年政令第14号）第15条の規定により、同一の教科用図書を採択する期間は4年となっています。令和7年度現在、小学校は令和5年度、中学校は令和6年度に採択された図書を使用しています。

4 請願事項に係る本市の考え方

(1) 請願事項 1 について

市内 7 区ごとの教科書展示会場を維持し、さらに市民が教科書を良く読めるよう展示期間も長くすること。
なお、一日の展示時間は、18 時から 19 時までに延ばすことや昼休み（12 時から 13 時まで）にも職員を配置し、教科書を読めるようにすること。

【本市の考え方】

本市においては、多くの方に展示会にお越しいただけるよう、法及び施行規則で示された期間より拡大して展示会を開催しており、【表 1】でお示した 8 会場のうち、6 会場では土曜日及び日曜日も開催してまいります。

また、展示会場に配置する職員については、各会場に 1 名、勤務条件を 1 日につき 7 時間までとしており、職員の休憩時間を設定する必要もあることから、昼休み（12 時から 13 時まで）の開場や、展示時間の 19 時までの延長は行わないこととしております。ただし、川崎区の川崎市役所南庁舎及び高津区の総合教育センターにおいては、本庁職員と総合教育センター職員が対応することで、昼休みも開場することとします。

(2) 請願事項2について

展示会場に QR コードを読み取れる機器を設置し、その説明ができる職員を配置すること。

【本市の考え方】

休憩時間等に施錠することが難しい会場もあり、管理方法等のセキュリティー面で課題があるため、機器の設置は行わないこととしております。教科用図書に記載されているQRコードは、スマートフォンやタブレット端末等で読み取り、内容を確認することが可能であるため、汎用的なQRコードの読み取り方の案内を展示会場に掲示しております。

(3) 請願事項3について

採択にあたっては、教職員の意見を取り入れるようにすること。

【本市の考え方】

教科用図書の採択にあたっては、教育委員会は、各高等学校、特別支援学校及び特別支援学級の校内調査研究会等が取りまとめた報告等を踏まえ審議された選定審議会の答申の内容を参考としながら審議し、最終的にその責任と権限の下、公正かつ適正に教科用図書の採択を行っております。

(4) 請願事項4について

他の教育委員会で行っているところもあるので、採択時のネット中継を行い、後日そのビデオが見られるようにすること。

【本市の考え方】

川崎市教育委員会傍聴人規則（平成13年川崎市教育委員会規則第11号）第4条の規定により、傍聴人による会議の録音等を、原則禁止しており、インターネット中継を実施した場合、それを閲覧している方は、会議の録音が可能となることから、中継は行わないこととしております。

(5) 請願事項5について

教育委員会の教科書採択にかかわる会議実施に当たっては、従来通り傍聴希望者の全てが傍聴できる施設と休日に採択を行うこと。

【本市の考え方】

今年度も、昨年度の傍聴人の定員と同数の傍聴席が設置可能な「高津市民館大会議室」での開催を予定しております。

また、会議日程につきましては、市民の皆様が傍聴しやすいよう、平成29年度以降、毎年日曜日に開催しておりますので、今年度も同様に開催してまいります。

(6) 請願事項 6 について

昨年教科書採択は、駅近くの高津市民館大会議室で行われましたが、今年も同じ場所での採択を行うこと。

【本市の考え方】

今年度も、昨年度の傍聴人の定員と同数の傍聴席が設置可能な「高津市民館大会議室」での開催を予定しております。

(7) 本市の考え方のまとめ

【請願事項 1、2、4】

本市の考え方にあるとおり、対応が難しい状況にあるものと認識しております。

【請願事項 3、5、6】

昨年度までの取組を継続することで、請願内容に合致しているものと考えております。